四	四二	一七
五十万未満	六三	二〇
七十万以上	一六	九七
百万以上	四二	一六
五	三七	四
七十万未満	四一	九八
百万以上	四二	一六
六	三九	四
百万以上	五七	二〇

第七条第三項中「在る場合においては」を「ある場合には」に改め、同条第四項中「稀薄」を「希薄」に改める。

第八条第一項の表を次のように改める。

候補者数	金額
十四人未満	四一円
十四人以上十七人未満	五八
十七人以上	八八

第八条第二項中「においては」を「には」に、「四十四円」を「四十七円」に改め、同項の表を次のように改める。

候補者数	金額
百人未満	一二五円
百人以上五十人未満	一八二
百五十人以上百人未満	二二九
二百人以上百五十人未満	二七八
二百五十人以上三百人未満	三三三
三百人以上三百五十人未満	三七一
三百五十人以上	四一八

第八条第三項中「においては」を「には」に、「二十二円」を「二十三円」に改め、同項の表を次のように改める。

候補者数	金額
百人未満	六三円
百人以上五十人未満	九二
百五十人以上二百人未満	一一五
二百人以上	一三九

二	一六二
三百人未満	一八六
三百五十人以上	二〇九

第八条第四項中「（当該期日前投票所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙については、各選挙区に属する一の投票区の同項の規定による基本額に相当する額を合算した額）」を「とし、参議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額」に改め、同条第五項の表を次のように改める。

衆議院名簿届出政党等の数	金額
十四未満	四一円
十四以上十七未満	五八
十七以上	八八

第八条第六項を削り、同条第七項中「前三項」を「前二項」に、「市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者」を「公職選挙法第百七十五条第二項の規定に基づく政令で定めるもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る当該投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、各選挙区に属する一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額を合算した額とする。

第八条第七項を同条第六項とする。

第八条の二中「千三百六十五円」を「千四百四円」に改め、同条ただし書中「においては」を「には」に改め、同条の表を次のように改める。

区画数 ＼ 区市町村	区	市	町村
九未満	一五、一二〇円	一四、〇四〇円	一二、九六〇円
九以上十三未満	一六、七四〇	一五、六六〇	一四、五八〇
十三以上	一八、三六〇	一七、二八〇	一六、二〇〇

第九条第一項の表を次のように改める。

開催の時	金額
平日　昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	八、四四八円
平日　夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	二四、七九二
休日	二六、〇九一